

# 憲法・教基法改悪を阻止しよう 新潟県各地の運動

## 憲法・教基法改悪阻止 に向けて

「教育基本法改悪をとめよう」  
新潟県連絡会

はじめに

内山 雄平

回総会（〇四年九月）において、自らの存立の理念に関わる憲法、教育基本法の改定に反対する運動に全力を尽くして参加していく決意を表明した。

そこで研究所は、会員の有志と相

談して、七氏を呼びかけ人として「教育基本法の改悪をとめよう—新潟県連絡会」を立ち上げ、その事務局を担当した。

今臨時国会（〇六年九月）一九日召集の所信表明演説で、安倍晋三首相は、継続審議の教育基本法「改正」について「早期成立を期す」と述べ、教基法改悪法案の成立をめぐる事態が緊迫している。

すでに研究所は、一〇年四月二十一

10人以上の賛同者と20万円のカントンペが寄せられ、教基法「改正」ニュースも発行した。

1. どのような取り組みをしてきたか

（1）学習会の開催と講師の派遣  
06年4月23日、政府与党は、「教育基本法「改正」案を通常国会に提出した。直ちに国会内で特別委員会を設置し、「改正」法案の成立を急ぐ事態に、県連絡会は、5月17日、いち早く「改正」案の中身を市民に知らせる「教育基本法『改正』法案」の学習集会を市教組会館で開いた。

呼びかけ人の成嶋隆・新潟大学教

授（日本教育法学全教育基本法研究会）である。県民に賛同を呼びかけ、1

委員会委員長は、講師に、テーマは「教基法改正—逐条批判」である。また、県連絡会は、各団体の要請を受け、講師を派遣した。「新発田社会進歩の会・にいがた県民教育研究所共催」、「憲法を守る長岡市民の会・新婦人長岡支部共催」で講演会を開き、「小千谷憲法第9条を守る会」も予定している。

(2) 憲法センターなど他団体と連携して  
① 街頭宣伝活動  
県連絡会が作成した「教基法改悪反対」のチラシ2000枚を公立高教組・県労連などが県下各地のメーテー会場で配布する。また、公立高教組・私教連と共同して、新潟市内で街宣・チラシ配布・署名行動を展開した(6月上旬)。

② 国會議員への要請はがき運動  
憲法センターと連携して、県内の

諸団体・個人に働きかけ、県選出国会議員18氏に「要請はがき」を6300枚送り届けた(5月下旬～6月上旬)。

このような反対運動が全国的にも急速に盛り上がり、そのせいもあり「改正」案は、秋以降の国会の継続審議になつた。

この臨時国会で早期成立を急ぐ教

基法改正法案審議を前に、9月24日、新潟市で手作りの実行委員会を

組織し、「教育基本法『改正』問題を考えるシンポジウム」を開催した。

特別講演に「無言館」主・窪島誠一郎氏を迎へ、弁護士・中学校教師・父母・大学生によるパネルディスカッションをした。参加者は550人。

2. これらの運動をどうすすめるか

内キヤラバンを実施した、32全市町村の教育長との要請・懇談では、「迅速に改正すべきではなく、慎重に審議すべきだ」とする声が圧倒的であり、おおむね市民には十分理解されていないとの認識であった。

県教委は今年の入学式で「君が代」斉唱時に不起立の教職員に対しても、初めて戒告処分を行つた。これが違憲・違法であることは、石原都政の「君が代・日の丸」強制に対しても東京地裁が違憲・違法の画期的判決を下したことからも明らかである。國家の教育統制を許して、子どものちの未来を危うくする「改正」を阻止するため、12月中旬までの国会会期末の短い期間に、東京地裁判決や、改悪教基法の内容をどれだけ父母・県民に披げられるか、論議を巻き起すかが当面の最重要課題になつてきた。

そのため、県連絡会としては、憲

法センターなどと連携しつゝ、引き

続き各地区で開催される学習会への

講師派遣や、国會議員に対する「要

請はがき」運動をすすめていきたい。

(つらやま ゆうへい・県連絡会事務局長)

新発田憲法センターの活動を中心

## 憲法改悪反対運動

これまでの取りくみと  
これからのですめ方へ

高 森 勉

はじめに

「新発田憲法センター」(略称)は、

「憲法を守る新潟県センター」の發

足に合わせて、〇五年三月にスター

トしました。郵政民営化にかかるわ

国会解散・衆院選になるまでの約四

ヶ月間、月二回ある「九のつく日」

に市内に街宣車を運行させ、「戦争

はいやだ・守る憲法九条」の看板

を掲げ、流し宣伝と八ヶ所程度の街

角演説をねばり強くすすめます

た。

行動を支える学習は、「新発田社

会進歩の会」が主催する学習会はし

め、七月にスタートした「新発田九

条の会」主催の学習会や各団体や地

域の取り組みの中で行つてきました

た。その後、国議解散・衆院選と続

き、憲法改悪反対運動は、〇六年初

めまで中断されたままとなっていました。

通常国会が始まり、政府・与

党による憲法改悪の動きが急速に強

まる中、改悪反対運動を展開する本

格的な運動をスタートさせることに

なりました。

一、二〇〇六年一月から組織体制

動を展開する。

ア、県憲法センターと連携して活

と活動方針を確立して本格的な活

動を開始

(1) 組織体制の再確認

新年早々に、構成団体として、新

発田民主商工会、新発田社会進歩の会、年

金者組合新発田支部、新婦人の会、新

発田支部、新発田地区労働組合連絡

会、日本共産党新発田市委員会の七

団体を再確認しました。

(2) 事務局と責任体制の確立

構成団体から一人ずつの代表で組

織を確立し、代表委員に「守る会」「新

婦人」「社会進歩の会」「共産党」の

四人と、事務局に年々金者組合、新発

田民商、地区労組連から二人として、

スタートしました。

(3) 活動方針の確認

103